

四日市市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、物品
売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同上第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

四日市市長 森 智 広

1 収納の事務を委託する物品売払代金

(1) 四日市市史及び四日市市史研究販売業務委託契約に基づく市史等の売払代金

2 収納の事務を行うもの

(1) 名称 北洞書店

住所 四日市市北町5-1-1

(2) 名称 白揚ブックセンター

住所 四日市市十七軒町1-2-1

(3) 名称 宝文堂杉本書店

住所 四日市市西日野6-2-5-9

3 委託期間

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

(総務部総務課)